

かながわ子ども・若者みらい計画

(令和 7 年度～令和 11 年度)

令和 7 年 3 月

I はじめに

1 計画策定の趣旨

本県では、すべての子どもが健やかに成長できる社会を実現するため、子ども・子育て支援法に基づく子ども・子育て支援事業支援計画と次世代育成支援対策推進法に基づく地域行動計画の位置付けを併せ持つ計画として、「かながわ子どもみらいプラン」を平成27年3月に策定し、令和2年3月の改定も経ながら、子ども・子育て支援の取組を進めてきました。

子どもは生まれながらにして権利を持つ主体であり、すべての子ども・若者が自立した個人として健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる社会を目指すことは、将来の社会の安定と発展のためにも必要なことです。

しかし、児童虐待や不登校、いじめの問題、医療的ケア児、ひきこもり等子ども・若者の状況はより深刻になっています。

また、仕事と子育ての両立の難しさ、地域のつながりの希薄化に伴い、子育ての悩みや不安を相談できる相手が身近にいないことなど、一人ひとりの不安が出生率の低下の要因とも考えられ、子どもを取り巻く社会環境には多くの課題があります。

そこで、子ども・若者をめぐる様々な課題に適切に対応するとともに、子ども・若者の目線に立ち、その最善の利益を第一に考えるべく、現行の子ども・若者に係る計画・指針を統合し、子ども・若者施策を総合的かつ計画的に推進していくため、新たな道しるべとして計画を策定するものです。

2 計画の位置付け

(1) 位置付け

- こども基本法に基づく都道府県こども計画、子ども・子育て支援法に基づく都道府県子ども・子育て支援事業支援計画、次世代育成支援対策推進法に基づく都道府県行動計画、こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律に基づく都道府県計画等の位置付けを併せ持つ計画です。
- 県政運営の総合的・基本的指針を示す総合計画である「新かながわグランドデザイン」を補完する個別計画です。

(こども基本法第10条第1項)

都道府県は、こども大綱を勘案して、当該都道府県におけるこども施策についての計画（以下この条において「都道府県こども計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

(子ども・子育て支援法第 62 条第 1 項)

都道府県は、基本指針に即して、5 年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「都道府県子ども・子育て支援事業支援計画」という。）を定めるものとする。

(次世代育成支援対策推進法第 9 条第 1 項)

都道府県は、行動計画策定指針に即して、5 年ごとに、当該都道府県の事務及び事業に関し、5 年を一期として、地域における子育ての支援、保護を要する子どもの養育環境の整備、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画（以下「都道府県行動計画」という。）を策定することができる。

(こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第 10 条第 1 項)

都道府県は、大綱を勘案して、当該都道府県におけるこどもの貧困の解消に向けた対策についての計画（次項及び第三項において「都道府県計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

(神奈川県こども目線の施策推進条例第 10 条第 1 項)

知事は、こども目線の施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、こども目線の施策の推進に関する基本的な計画（次項において「基本計画」という。）を定めなければならない。

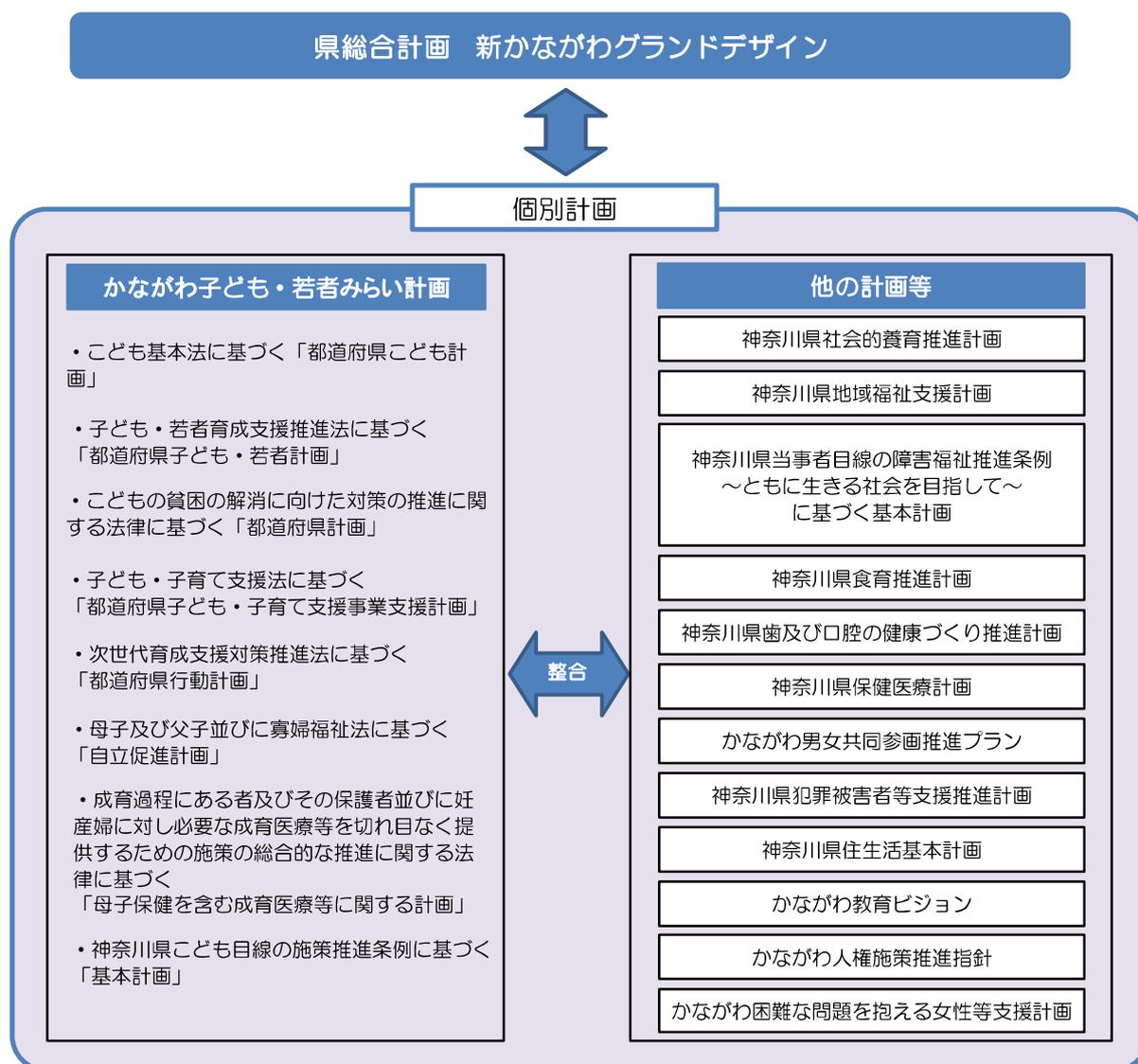
(2) 関連計画との整合

子ども・若者・子育てに関連する以下の計画とも整合を図り、取組を進めていきます。

【関連計画】

県社会的養育推進計画、県ひとり親家庭等自立促進計画（本計画と一体的に策定）、
県地域福祉支援計画、
県当事者目線の障害福祉推進条例～ともに生きる社会を目指して～に基づく基本
計画、県食育推進計画、県歯及び口腔の健康づくり推進計画、県保健医療計画、
かながわ男女共同参画推進プラン、県犯罪被害者等支援推進計画、
県住生活基本計画、かながわ教育ビジョン、かながわ人権施策推進指針、
かながわ困難な問題を抱える女性等支援計画

<参考：「かながわ子ども・若者みらい計画」の位置付け>

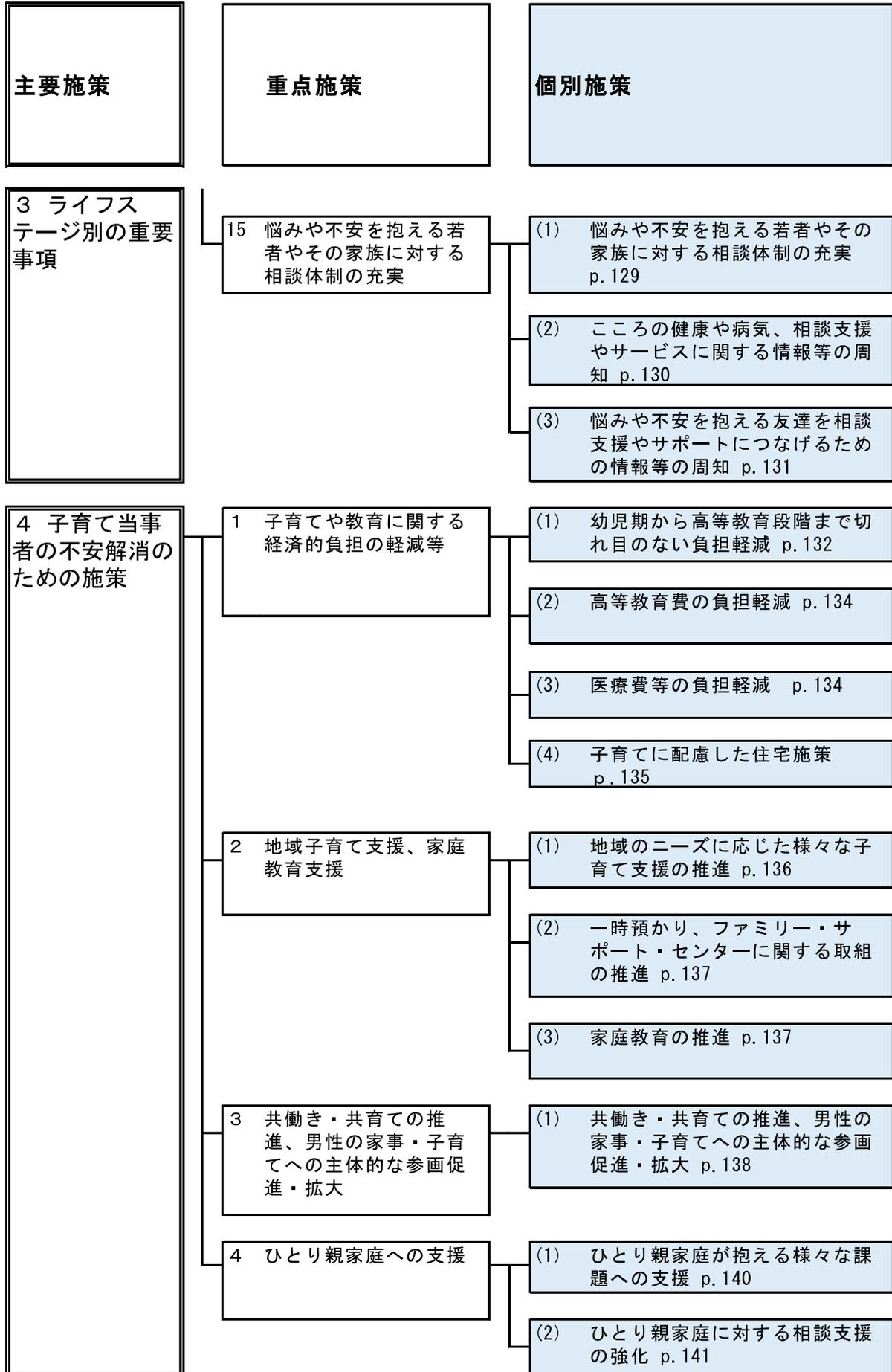


(3) 子どもの権利条約との関係

子どもの権利条約は、すべての子どもたちがもつ人権（権利）を定めた条約です。特に以下の4つは、あらゆる子どもの権利の実現を考える時に合わせて考えることが大切な、「原則」として挙げられています。

本計画においてもこの4原則の精神にのっとり、「主要施策」に取り組んでいきます。

- ア 差別の禁止（第2条）
- イ 子どもの最善の利益（第3条）
- ウ 生命、生存及び発達に対する権利（第6条）
- エ 子どもの意見の尊重（第12条）



重点施策4 ひとり親家庭への支援

【個別施策】

- (1) ひとり親家庭が抱える様々な課題への支援
 (2) ひとり親家庭に対する相談支援の強化

(1) ひとり親家庭が抱える様々な課題への支援

①	ひとり親家庭等の経済的基盤の確保【再掲】
母子家庭及び父子家庭の経済的基盤を確保するため、ひとり親への養育費確保支援の給付の実施、児童の教育費等の貸付による自立支援や医療費の助成を行うなど、経済的支援を推進していきます。	
②	ひとり親への養育費確保支援【再掲】
ひとり親の継続的な養育費確保を進め、ひとり親家庭の子どもの健やかな成長・発達を図るために、養育費に係る債務名義取得や養育費請求調停申立、不払い養育費に対する強制執行申立、養育費保証契約等に要する経費を補助します。	
③	ひとり親家庭に対する子育てや生活の支援【再掲】
母子家庭、父子家庭及び寡婦が就業・職業訓練・求職活動等と子育てを両立できるようにするため、保育所の優先入所などの子育て支援とともに、疾病等により一時的に家事援助や育児援助が必要となった場合の支援を行います。 また、様々な課題を持つひとり親家庭の生活基盤が安定するよう、住居の相談に応じるとともに、母子生活支援施設への入所や公営住宅の優遇入居などのあっせんを行います。	
④	ひとり親等に対する就業支援【再掲】
母子家庭の母、父子家庭の父及び寡婦が、それぞれのニーズに応じたより良い就業機会を得られるよう、母子家庭等就業・自立支援センターにおいて、就業相談・求人情報の提供・就業支援の講習会などを総合的に実施するとともに、就業に役立つ資格取得のための支援として高等職業訓練促進給付金事業などを実施します。 さらに、個々のひとり親の事情に応じた自立支援プログラムを策定し、自立に結びつける事業を実施するとともに、就業に役立つ能力開発等に関する情報提供などを行います。	

⑤	ひとり親家庭のための総合支援情報サイトの運営【再掲】
ひとり親家庭の保護者や子どもたちが、行政機関まで足を運ばなくても支援情報を容易に入手できるよう、ひとり親家庭のための総合支援情報サイト「カナ・カモミール」を運営し、行政やNPOなどによる支援に係る総合的な情報提供を行います。	
⑥	生活保護（教育扶助）【再掲】
生活保護は、健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに、自立した生活を送れるように、必要な扶助をすることを目的とした国の制度です。生活保護費のうち「教育扶助」において、義務教育期間の子どもがいる世帯に給食費や学用品など、修学に係る費用を支給します。	
⑦	生活保護（生業扶助）【再掲】
生活保護費のうち「生業扶助」において、高等学校などへの就学費として、当該世帯の自立助長に効果的と認められる場合に、一定の要件の下、通学費や教材代などを支給します。	
⑧	ひとり親家庭への放課後児童クラブ利用料支援【再掲】
ひとり親家庭の経済的負担を軽減するため、放課後児童クラブの利用料の一部を補助し、経済的な理由によりクラブを利用できないことのないよう支援します。	

(2) ひとり親家庭に対する相談支援の強化

①	SNSを活用したひとり親家庭相談窓口の設置【再掲】
仕事、お金、子育てのことなど、ひとり親家庭の方が、気軽に様々な悩みごとを相談できるようにするため、SNSを活用した相談窓口を開設し、相談に応じます。	
②	ひとり親家庭等への相談体制と情報提供の充実等【再掲】
<p>母子家庭、父子家庭及び寡婦の様々な悩みの相談に応じる窓口の周知や相談員のスキルアップを図るとともに、個々のニーズにあった、子育てや生活支援、就業支援、経済的支援などの支援策を身近な窓口で提供できるように、市町村や各関係機関と連携し、支援策に関する広報の充実を図っていきます。</p> <p>また、離婚後の生計の安定を図る上で重要となる養育費の取得に関し、専門家による相談事業を行うほか、公正証書作成補助等による養育費の支払の履行確保に向けた支援を行います。</p>	